

# 告 示

埼玉県告示第四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。特に、店舗所在地が所沢駅周辺の自転車放置区域に隣接しているため、店舗利用者の自転車利用については、自転車駐車場への誘導を徹底してください。

（二）開店時間を早めることにより店舗所在地南側及び北側のスクールゾーンにおける通行量の増加が見込まれます。駐車場の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。

（三）該当店舗に面している道路は所沢市立所沢小・中学校の通学路として利用しておりますので、車輛の出入りの際には、通学児童生徒の安全に配慮してください。

（四）店舗の運営時間の変更に伴う騒音等により、周辺環境を悪化させないように十分配慮して下さい。

## 二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター